

議 事 日 程 （ 第 3 号 ）

平成20年 3 月12日（水曜日）午後 1 時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例について
- 日程第 3 議案第18号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第19号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第21号 東白川村議会の議員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 7 議案第22号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 東白川村常勤の特別職職員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 9 議案第24号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 東白川村教育長の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第11 議案第26号 東白川村課設置条例の全部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 東白川村後期高齢者医療に関する条例について
- 日程第16 議案第31号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第32号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第33号 東白川村国保診療所特別会計条例について
- 日程第19 議案第34号 平成20年度東白川村一般会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成20年度東白川村老人保健特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 平成20年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第38号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第24 議案第39号 平成20年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第25 議案第40号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第26 議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第27 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高
総務課長	楯光一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江宏
病院事務局長	安江裕尚	監査委員	安江正彦
総務課長補佐 兼企画財政係	安江誠	村民課長補佐 兼保健福祉係	安江悦子
産業建設課長 補佐兼建設係	小池毅	教育委員会 委員補佐兼 教育係	伊藤保夫
教育委員会 課長補佐兼 子育て支援室長	今井太恵子	みつば 保育園長	今井美津子
住民係長	樋口章久	農務係長	今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田孝
-------------	-----

開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番 安江祐策君、7番 熊澤光介君を指名します。

議案第17号から議案第26号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第2、議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例についてから日程第26、議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの25件について、3月7日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

これから、上程しました25件についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

○1番（安江利英君）

今回の議会が始まりましてから、一般質問、それから全員協議会等々でいろいろと質問してきましたが、再確認の意味で村長にお諮りだけしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず一つ目の、加子母にできます合板工場についてですけれども、それぞれ立場として、中津川市長とか県知事とかにしっかりと働きかけをして、雇用の面、工事の面、それから排水とか公害等をどういうふう考えていかれるかということを、再びしっかりと伺っておきたいという点がまず一つ。

それから、ケーブルテレビにつきましては特別会計に出せないか。前にも申し上げましたように、いいとか悪いとかの判断ではなくて、このくらい金がかかるがいいですかということを村民に一回お諮りしたらどうかという意味で言っておりますので、その辺の考え方と、それからもう一つ、インフルエンザの予防接種につきまして、老人には500円出ている。子供たちにも、2回で5,600円かかるところを4,000円でやっているということでしたが、実際、村民の方には目に見えておりませんので、その見えていない部分をこういうところでアピールしておくとかいう面もありますので、そういったことまで考えてやっていただくとありがたいなあと考えておりますので、その辺に対し

てのお答えをいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず初めに、中津川市にできる合板工場についてでございますが、現在入っている情報については皆様方にお知らせをしたわけですが、今後のことについて私も大きな関心を持っておりますので、県知事なり、中津川市長にわざわざでもお会いをして、その後のお考え、そしてまた東白川村についての影響等をお伺いし、皆様方にお知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから次に、CATVを特別会計にできないかというお話でございますが、これは今年度かかりまして詳しく精査をしていきたいと思いますが、できるものなら、そのような形にしてお知らせするのがよいと思います。ただ、今、特別会計を見ていただきますと、それぞれ収入・支出等ははっきりしてお知らせをしておるわけですが、CATVの場合は、例えば行政が使ったという場合において、これが使用料を払うべきものかどうかというような面もしっかり考えながらいかないといけないんじゃないかと思っております。内容については、議員の方々御存じのとおり、先般8億円というような大きな予算をもって完成をしたものであります。これは農林水産省の補助が80%というような事業でございまして、内容についても多少の縛りはございますので、それに沿って現在は運用をしておるわけでございます。これについて、特別会計としていくかどうかということと、もう一つは、ただいま議員おっしゃったように、これぐらいの費用がかかって、これぐらいの収入があるよということはまとめてお話はできるものと考えますので、来年度の予算に向けて、そんなことは考えていきたいと思います。なるべく一つの事業をわかりやすくしていくということは私も賛成でございますので、そのような方針をとっていききたいと思います。

インフルエンザにつきましては、また平成20年度のシーズンを前に、いま一度係の方とも話し合いをしながら、なるべき善処をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 熊澤光介君。

○7番（熊澤光介君）

一般会計予算の中で村債が1億4,200万ほど計上されておまして、この中で過疎債としての対応が三つか四つありますし、そのほかに一般廃棄物事業債、あるいは一般公共事業債等、言葉の上では分かれておるわけですが、これらの起債条件、それから借入利息等の違いがあるかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（楯 光一君）

過疎債については過疎計画の中に網羅されたものということで、適債事業という、この事業が適当かどうかということがありますので、そういったメニューに従ってそれぞれの起債のメニューがあるということでございます。

利率につきましては、国の資金とか民間資金とかいろいろございますので、その借り入れの時点での利率ということになりますので、一概に全部一緒というふうにはまいりませんので、御承知おきをいただきたいと思います。今、過疎債については、交付税措置の問題もありますし、ほかの起債についても交付税措置がございますので、若干措置分の額は違いますけれども、そういったもので、この事業についてはこの起債が適当であるというものでお借りすることにしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

7番 熊澤光介君。

○7番（熊澤光介君）

それぞれ違うということは、県の財政課あたりの指導があって、こちらの判断によって決定されるということですか。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（楯 光一君）

県の指導といいますよりも、この事業はこの起債を借りたいと起債計画の中にうたい込まれている事業であるというふうに御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

7番 熊澤光介君。

○7番（熊澤光介君）

今の話を聞いておりますと、この事業はこれを借りたいということはどこから出るわけですか。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（楯 光一君）

起債につきましては、総借入額も含めてですけど、県の方に協議をいたしておりますので、そちらの指導も仰ぎながらしているというふうでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3 番 今井保都君。

○ 3 番（今井保都君）

予算の中でトンネルといいますか、補助金だけ出してあとは団体にお任せというか、そういう予算が多々あると思うんです。そんな中で、いろいろな地盤の人口が少なくなっていく中で、交流して村を活性化させるという大事なことで行政が指導というか、ある程度助言をしてもいいんじゃないかという項目もあると思うんです。例えば一村一企業パートナーシップ支援事業と、ここに100万円ほど出ているわけですが、こういった事業はふるさと企画か里山アカデミーだと思うんですが、交流事業をかなり2年ほど前はやっています。片一方では村のイベントも、例えば村長にちょっと全協で聞きましたけど、山や海などは参加者が年々少なくなってきた、村で計画しても、維持しても、大体開催があると危ぶまれるという中で、白川流域連合でちょっとというようなこともお聞きをしましたけれども、そういった中で、行政がそういったものにはある程度、イベントなんかは特に関連性がありますので、予算を出すだけじゃなくて、指導というか、監督というか、そういうものもある程度、お互いにリレーションをとりながらやっていく必要があるんじゃないかと思うんです。

それからもう1点は、課設置条例の中で保健部門と医療部門と分かれて、その上に地域医療センターというものがあるところであるわけですが、今の東白川病院の事務局長あたりはこの部門でどこの上に当たるのか。最後に地域医療センターという一つの身分、統括責任者というのがまたできるのか、ちょっとここら辺がまだはっきり私の頭の中で描けないんですが、人事のことはともかくとしましても、やはり組織としてこういう医療センターというものが載っていると、そういう中でしっかりとした体制というのができてこそ意味をなすと思うんですけど、その辺がちょっと村民の方々にもわかりかねると思うんですけど、説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○ 村長（安江眞一君）

まず初めにトンネル補助ということですが、特にトンネルというような形で行っているのは、森林組合に対しては、ほとんどがトンネルのような形でございますが、村の意見ももちろん申し上げておりますし、相談をして補助金を受けるということでございますので、御理解いただきたいと思いますし、交流事業で行っておるものも、それからイベントを開催するものも、全額その事業につぎ込むことはトンネルと言われてもそれまででございますが、もちろん私も係もそれぞれ関与し、指導してやっております。補助金については、それだけでやるということですので全額がトンネルという形になっておりますが、内容については、ふるさと企画が主体であれ、商工会が主体であれ、係はいつも同じ人が出て、それぞれ相談に乗り、指導してきておりますし、また今後もそのような形で、できるだけ交流人口がふえるような形で協力をしていきたいと思っております。

それから、機構改革については参事の方からお答えいたします。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

ただいまの御質問の課設置条例の関係でございますが、地域医療センターというのは、対外的に向けて、そういった呼び名の方が親しみやすいだろうからということで今は文言として出ているものであって、条例的には、出先機関というのは条例で定めなければいけないとなっておりますので、条例で定めていただいたのは国保診療所設置条例による国保診療所でございますので、行政事務的には、国保診療所がイコール地域医療センターの本当の名前になるわけですが、機能的には地域医療センターとして御理解いただいた方がわかりやすいということでそういう名前を使っていくということでございまして、診療所の所長が地域医療センターのセンター長という形になると思いますので、先ほど説明しましたように、院長がすべての責任を持っていく。その分野は、保健、医療、福祉の部門、それと診療所独自であります医療部門、この二つの部門を統括していくのが、条例的には国保診療所ですが、国保診療所の中の地域医療センター的機能という形でお願いをしたいと思います。

事務局長については院長の直轄でございますので、両方の、今も言いました保健福祉のところと医療の部分の事務を統括する事務局長になります。ただ、医療部門のところという診療所につきましては、そこをまとめていく人材も必要ですので、副所長という名前で1人ポストを設けるという形で整理をしていくということでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 熊澤光介君。

○7番（熊澤光介君）

3番の質問に関連しまして、かつては団体に対して補助金を出した場合に実績報告書というのを求められていたわけですが、委託費についてはそういうものを把握しておられるか、あるいは今でも補助金として出たものについては、たとえ少額であってもその団体から使用範囲で報告を求められているのかどうか、そこら辺をちょっと質問いたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

もちろん、補助金を出したものについては全部実績報告書をいただいております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

4番 安倍徹君。

○ 4 番（安倍 徹君）

通産省が出しております地域ユビキタスネット社会の実現ということで、だれでも、どこでも、意識をせずにインターネットを利用して地域の活性化を図るという事業でございます。これは具体的には予算化をされておきませんが、総務課の方で地域の、特に建築業界の要請を受けて、今取り組んでおられる事業でございます。この事業に対して、今までこういうものに対しては1課、縦割り行政でございますので、その分野だけで一生懸命やってきたということでございますが、大変役場の方も縮小をされており、それぞれの戦力が落ちておるとい状況の中にあつては、やっぱりある程度横の連携も必要かと思ひます。それで、こういう事業がもし重要であるということならば、村長の、こういう事業はみんなでやろうという声がないと下の方も動きにくいということがあつてございまして、こういう形のものが今起き、そして村内の中で取り組みをしなければ事業の発展を望めないというような危機感を持ってやっておられる現状でございますから、この事業に関しては、これから査定を受けるわけでございますが、全村挙げてやれるような体制を組んでいただきたいと、こう思つてございまして、御意見を伺ひいたします。

○ 議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○ 村長（安江眞一君）

御説ごもっともと思ひます。現在は一総務課でやっているわけですが、それを採択を受けたということになれば、当然どのような形になっていくということも予想しなければなりませんし、当然一つの課だけでやるとか、役場だけでやるとか、そんなことはできないと思ひます。なるべくそうならないことを願つて、もっと大きくしなければできないということをねらつて現在は進めております。いずれにしても、採択まで持つていけるために最大限の努力をしていきたいと思つております。

事業については、先ほどの全協でお話をしたとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○ 議長（服田順次君）

4 番 安倍徹君。

○ 4 番（安倍 徹君）

このほかにも、全協でもありましたように、県の商工会関係で組んであります、この事業に使える、あるいはまた創業に関する補助金制度、あるいは技術の応援制度のようなものがあるようでございますので、幅広く検討をされて、今は危機的状況といつて間違ひないと思ひますが、この産業形態のあり方も考慮しながら、行政の指標を示していただきたいと思ひます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○ 議長（服田順次君）

6 番 安江祐策君。

○ 6 番（安江祐策君）

少し水田農業のことについてお聞きしたいと思います。

また、今年度20年度も、この地域であります加茂の水田協議会の方から本村に対して転作面積等が割り振られてきました。昨年と比べると多少面積的に緩和されたということで、本年度配分率36.80という数字であります。これに対しては、JA、それから行政の担当課の方でそれぞれ各集落の営農組合長さんを中心に集落へ配分され、毎年おかげさまで本村も達成されておりますが、ただこの転作する水田の作物のことについてお聞きしたいわけですが、岐阜県が奨励します大豆、麦といった作物で、それぞれ各市町村によってもいろんな作物を推奨されておりますけれども、そのことにつきましては、本村におきましては大豆を奨励されてみえる。作業内容としては、新世紀工房、農業サポート部門が中心になって行っている。

昨年まで品目横断という形であって、いわゆる担い手、新世紀工房のサポート部門が法人化をとったということで、昨年等を含めると、そうした形が多少緩和されて、昨年の転作の中で大豆作付面積が、少し調べてまいりましたけれども、約3町歩あった。それまでは4町歩であったけれども、緩和された向きで2.6町歩以上あればいいというようなことで、昨年3町歩あったということです。そういった中で、お聞きしますと数量的に全体で2,694キロとれたと。そして、その中で乾燥させて一応製品にし、選別したところで、乾燥後では2,458キロ、そしてくずが540キロ出たと。残りの1,918キロはすべてみそ加工へ回したという実績が出ております。1反部当たり数量が81キロということでございますが、大変数量的にも反収が低いなあということも考えられますが、そういったことで、あくまで今の国の制度、県の制度でいきますと、転作した田んぼへの作付がないと奨励金はもらえないということでございますし、自己管理、自己保全ではもらえないということです。この前からも話がありましたように、何か作付しなければならない。話しましたように、今のところ大豆を勧めておられるということですが、今後果たして大豆でいけるのかどうかということと、それから何か新しい作物を考えてみえるかということ。あくまで行政だけの問題ではありません。もちろん上との関連もございますが、そうしたことを今後考えておられるかということ。東白川村の野菜をとにかく売っていくということで、新世紀工房、サポート部門はもちろん、てんとうむしガーデンの野菜市場も今後さま変わりするという計画もありますけれども、その辺の作物対策をどのように考えておられるかということをお聞きしたい。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ことしのところは、議員発言のように大豆を充てたいと思っております。私の考えとしては、現在行っておりますトマト栽培はほとんどが水田でございますので、あれがもっと伸びてくれると大豆の転作が基準までいけばいいんじゃないかと思っておりますけれども、新しい作物ということは現在はちょっと脳裏に浮かんでこないわけですが、トマトや大豆や野菜だけということは別に思っておりません。何か新しいものをつくっていきいたいというような考え方があれば支援はしたいと思っておりますが、私の現在の頭の中ではございませんが、確かにおっしゃるように大豆がいいわけ

ですが、ちょっと反収が低いということは、もうかなり大豆づくりになれてきているはずですので、もう少し手入れを行き届いて、もう少しとれるといいなあと思っておりますが、それは農業サポートの方へも人的な支援をしながら、つくるということは、ただ種をまいて取り上げるだけということではなくて、その途中にどのような手入れをどのような形ですれば感じがいいのかなあと。えらい労力がかかって、わずかな収量が増産しただけではだめでございますので、その辺を経験のある方に伺いながらやっていくというような方法にしないと、もう少し収量を上げないといけないということは考えております。

新しい作物については、また皆さんの御指導をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 安江浩君。

○5 番（安江 浩君）

今回の予算のところで力をもうちょっと入れてほしいなあという願いの中で質問をいたしますが、大型災害、東海沖地震とか東海地震とか、あるいは阿寺断層の本村の災害が未曾有の災害になったことをかねてから言われておりますが、それに対しての防災組織といったところ、あるいは消防等を強力に補充されて指導されておりますが、何かこう、緊張感というようなものが村民に伝わってこないような感じを受けるわけですが、訓練を通じたり、その訓練内容の、何か刺激的なということとちょっと妙な言い方かもしれませんが、そんな内容の訓練を取り入れた中で、助けが来るまでの間の生き延びる方策というような、現場に立った立場で考えられたような発想の対策に何かいい考えはないか、伺うところでございます。

2 点目は、今世界的に言われておる地球温暖化防止。これは、洞爺湖サミットがこの夏行われますし、またそこに、京都議定書によるCO₂削減の数値的なものも日本国が提示してホスト国を務めるということが報道されておりますが、もちろん小さなところで一人ひとりがやったくらいでは追いつく話じゃないと。大企業、あるいは大きな組織の中でやればということは、それはそれで大事なことでございますが、やはりこの人類の生存をかけた温暖化防止に対して、国民一人ひとりも、村民一人ひとりも、あるいは地方行政も、何らかのその兆しを見せる対応といいますか、姿勢を見せていく方針が必要ではないかと思うんですが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

まず初めに、災害に対する姿勢でございますが、19年度にハザードマップ等も作成をして備えておるわけですが、おっしゃるように、今すぐ来るかもしれないというような緊張感は私も感じておりませんが、東白川は大丈夫だろう、今までないよと、そういうところが一番危ないと言われております。それで、阿寺断層もあることですし、このような山ばかりのところですので、いつ裏山が

崩れてくるかわからないと。こういう緊張感を本当はそれぞれ想定しながら生きなければいけないと思っております。もちろんこれは消防団等、非常に真剣に取り組んでおってくれます。各集落の防災も毎年訓練をしながら啓蒙をしておってくれますので、どうか村民の皆様方にも緊張感を持って、地震が起きたら自分のところはどんな影響があるのかということを想定しながら、一度家族で話し合ってくださいというようなことが必要ではないかなあと思っております。そんな形で防災組織の方へも指示をしたいと思います。

それからもう一つ、地球温暖化についてですが、もちろんこのことについては今世界じゅうが問題にしているわけで、我々一人ひとりがそういうつもりで物事に当たらないと成り立たない。おれ一人ぐらいはいいわということではだめであると思えます。どのようなことが地球温暖化にプラスになるのか、それともマイナスになるのか、これも今の災害と同じように、それぞれ緊張感を持って、自分が今やっていることはこれでいいのかということを自問自答しながらやっていくことが、大きな結果に結びつくものと思っております。

今、森林が問題になっておりまして、外国の森林を切って日本へ輸入すると砂漠になるというようにも言われているようで、できればこういうことをなくしていただいて、国産材がどんどん売れていけばいいなあと勝手に思っておりますが、その話は別といたしまして、それぞれお互いにどんなことがプラスになるのかということは考えていきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

7番 熊澤光介君。

○7番（熊澤光介君）

私は、平成20年度予算のありようについて、現在の村が置かれている財政事情から考えてベストであるとは言えませんが、少なくともベターな予算であると受けとめ、その立場で討論を行います。

確かに、かつてのように何もかも行政におんぶにだっこで行政サービスを受けようとは、村民のだれしも考えておられる社会情勢ではなくなりました。そこで、先般からの全員協議会質疑及び本会議審議を踏まえ、私なりに理解し、判断したところ、まず保育園児から小・中学校に至るまでの教育現場の環境整備の充実が図られつつある予算であります。次に、歴史を持つ東白川病院も医療制度の変革にのみ込まれ、診療所による医療施設として村民のよりどころとすることが確実となり、

条例の制定と同時に、医療センターの充実により稼働ができる仕組みができたのであります。国民健康保険、老人保健、介護保険、さらに後期高齢者医療等の高齢化社会に適応できる体制が整ったのであります。いずれにしても、村長就任以来、初めての本格予算であると私は認識いたしました。

私は、かつてこの村の存在価値は大いにあるものと思っており、この東白川村の地を教育ゾーン、また福祉ゾーンとして村外にアピールし、交流人口の増大につなぐべきと提案した記憶があります。本予算は、その私の考えた予算の基礎が本予算の骨格であると思うのは、あながちうがった評価ではないと考えております。いずれにしても、税金から賄いを得ているものはどこまでも公務者であり、公務者である限り論理をおろそかにすることなく、村長は職員の皆さんを叱咤激励して、20年度の村政に邁進されることを切に希望し、賛成の討論を終わります。以上。

○議長（服田順次君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例についてから議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの25件について、一括して採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例についてから議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの25件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例についてから議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの25件は、原案のとおり可決されました。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第27、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江浩君。

○議会運営委員長（安江 浩君）

閉会中の継続調査申出書。東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員会委員長 安江浩。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記 1．会期及び会期延長の取り扱いについて。 2．会期中における会議日程について。 3．議事

日程について。４．一般質問の取り扱いについて。５．議長の諮問事項に関する調査について。６．その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

村長、お願いします。

○村長（安江眞一君）

それでは、一言お礼を申し上げます。

今定例会に付した案件は全部お認めをいただきまして、まことにありがとうございました。また、全員協議会を通じ、そしてまた本会議においてもいろいろと御提言をいただきました。大変ありがたいと思っております。今後の村政運営に大いに生かしてまいりたいと思ひますし、また結果を御報告せないかんものについては今後とも議会の方へ御報告をし、また御意見もちょうだいしたいと思いますので、今後とも御指導をいただきますようお願いを申し上げて、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服田順次君）

これで本日の会議を閉じます。御苦労さまでした。

午後１時54分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員